

議案第 155 号

議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び大崎市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

平成 22 年 12 月 9 日

大崎市議会議長 三 神 祐 司 様

提出者	大崎市議会議員	佐藤 勝
賛成者	〃	佐藤 和好
〃	〃	門間 忠
〃	〃	山村 康治
〃	〃	遊佐 辰雄
〃	〃	八木 吉夫
〃	〃	佐々木 惟夫
〃	〃	山田 和明

議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決すべき事件に関する条例（平成19年大崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「策定又は変更」を「策定，変更又は廃止」に改め，同条に次の4号を加える。

- (3) 環境基本計画の策定，変更又は廃止
- (4) 産業振興計画の策定，変更又は廃止
- (5) 都市計画マスタープランの策定，変更又は廃止
- (6) 水道ビジョンの策定，変更又は廃止

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

●議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>（議決すべき事件） 第 2 条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総合計画基本構想に基づく基本計画の<u>策定、変更又は廃止</u></p> <p>(2) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止</p> <p>(3) <u>環境基本計画の策定、変更又は廃止</u></p> <p>(4) <u>産業振興計画の策定、変更又は廃止</u></p> <p>(5) <u>都市計画マスタープランの策定、変更又は廃止</u></p> <p>(6) <u>水道ビジョンの策定、変更又は廃止</u></p>	<p>（議決すべき事件） 第 2 条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総合計画基本構想に基づく基本計画の<u>策定又は変更</u></p> <p>(2) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止</p>